



審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1. 事務局から論点整理及び概要の説明

- 論点（１）特定歴史公文書の存否に関する情報の取扱い  
（２）利用者の責務  
（３）利用申出の位置づけ  
（４）実施機関による利用について  
（５）条例・規則・審査基準・事務取扱要領の体系について

2. 事務局案及び制度の運営について意見交換

【島田会長】

○第3回委員会において提起された論点について、事務局からの回答と補足の説明がなされた。

（１）特定歴史公文書の存否に関する情報の取扱い

【島田会長】

○特定歴史公文書に対する利用請求については、情報公開とは異なり、存否応答拒否は認められておらず、目録において全ての特定歴史公文書を記載するものであることが、事務局から説明された。

【佐々木委員】

○特定歴史公文書の目録は移管を受けた段階で作り直すという理解でよいか。

【事務局】

○委員ご指摘のとおり、移管を受けた段階で公表に備えて特定歴史公文書の目録を作成するものである。

【佐々木委員】

○特定歴史公文書が確かに存在するという情報は重要であるうえ、たとえば利用制限がいつ解除されるかといった情報があれば、利用者の立場からみて望ましい目録であるといえる。

○特定歴史公文書の目録を作成する事務局の負担は少なくないと思うが、充実した目録を期待したい。

【菅委員】

○一般的に公文書管理条例施行以前の公文書の目録には、「〇〇雑件」といった内容を推し量るのが難しい表題も散見する。

○簿冊の中身を示す件名目録まで完備することは事務局の負担が大きいため、簿冊の背表紙をそのまま目録上の名称とするのではなく、簿冊の中身を簡単に記した名称をもって、目録に記載してはどうか。

**【事務局】**

- 本市においては特定歴史公文書の管理と公開に係る実務の経験が不足しているので、今後は菅委員が在職される大阪大学アーカイブズ等の取組みに学びたいと考える。
- 菅委員が提案された方法も含め、事務局の負担を測りつつ、利用者の利便性につながる方法を模索したい。

**【島田会長】**

- ただいまの質疑応答は、目録表記のあり方について、利用制限情報を含む特定歴史公文書にとどまらず、全ての特定歴史公文書にあてはまる課題に関するものであったといえよう。
- 現用公文書の目録について、事務局から補足の説明をしていただきたい。

**【事務局】**

- 情報公開制度の運用においては、電子決裁・文書管理システムから出力した目録を利用に供している。
- 和泉市公文書の管理等に関する条例（以下、公文書管理条例という。）施行後においては、市民が情報公開において検索に用いる「ファイル基準」の名称を分かりやすいものとするよう、研修等を通して職員に促している。

**【菅委員】**

- 公文書の管理に関する職員研修は継続的に実施すべきである。たとえば現用公文書を所管する総務管財室と特定歴史公文書を所管する文化遺産活用課との連名による研修が望ましいのではないか。

**【事務局】**

- 公文書管理条例の施行にあたっては、総務管財室と文化遺産活用課の連名による研修も行っており、今後も実施できるよう検討していきたい。

**（２）利用者の責務**

**【島田会長】**

- 前回の委員会において議論となった利用者の責務については、規則において努力規定を定めるとの条文案が事務局から示された。

**【森口委員】**

- 事務局から提案されたように規則であれば努力規定となるだろう。

**【島田（佳）委員】**

- 努力規定を置いたところで、特定歴史公文書に対する大量の利用請求といった権利の濫用を防ぐことはできるのか。

【森口委員】

○情報公開条例においては利用者の責務を規定しているが、かといって大量の公開請求を拒否することは容易でないと考える。

【菅委員】

○特定歴史公文書の場合は、研究目的のために利用されることもあり、利用請求に係る件数も多くなると予想される。単純に件数のみをもって、権利の濫用であるか否かを判断することは適切であるといえるのか。その判断は司法の分野に委ねられるべきであろう。

【事務局】

○本市の情報公開においても、大量の公開請求が行われる場合があり、期間延長等に対応している。特定歴史公文書の利用請求においても、大量の利用請求が行われた場合は、同様の対応となるだろう。

【佐々木委員】

○大量の利用請求も懸念される場所であるが、特定歴史公文書に記載された情報がどのように利用されるかについては、なお懸念が残る。SNSの発達を言うまでもなく、情報環境は日々変化しており、人びとの情報の取扱いに関する「常識」も一定したものではない。

○本委員会のような会議体においては、答申を出して終わりにするのではなく、状況に応じて継続的に議論することが重要であるといえよう。特定歴史公文書の公開事業を進めるにあたり問題が生じた時は、早めに報告してもらいたい。

【事務局】

○来年度の文書管理委員会においては、公開や利用の実績も報告したい。

【島田会長】

○一度作った制度を継続的に手入れすることの重要性が指摘された。事務局においては、引続き本委員会を活用してもらいたい。

(3) 利用申出の位置づけ

【島田会長】

○特定歴史公文書の利用申出については、情報公開制度と同様に、事務取扱要領において規定することが、事務局から説明された。

【森口委員】

○情報公開においては、いわゆる市民とそれ以外とを区別し、その区別に応じて公開請求と公開申出の手

続きを設定する和泉市のような自治体がある一方で、両者を区別しない自治体も多く存在する。

**【事務局】**

- 情報公開においては、例えば市外の事業者が営利目的のために公開申出を行う事例も散見する。そのような申出に関して審査請求があった場合に、市職員の時間と労力を割くことは、果たして和泉市民の福祉の向上に資するのかといった疑問が残る。
- たしかに特定歴史公文書の利用者には、研究者をはじめとして、市域の外に住所を有し、本市との利害関係にないものが多いことも予測される。また、特定歴史公文書の利用請求及び利用申出の区別を設定することには、公文書管理条例の制定にあたり開催された情報公開・個人情報保護審査会や例規等審査委員会においても議論がなされた。
- しかしながら、情報公開においては公開請求と公開申出には、審査請求が可能であるか否かを除いて、両者の扱いに違いは無い。このような制度のあり方は本市において定着しており、特定歴史公文書を利用に供する制度においてこれを踏襲することには、一定の合理性が認められると考える。

**【森口委員】**

- 特定歴史公文書を利用に供する制度において、利用請求と利用申出とを区別する考え方は、情報公開条例における公開請求と公開申出の区別と連動している。制度の体系をどちらか一方のみ変更するのは難しく、二つの制度を全体として見直す必要が生じるのではないかと。ゆえに今回示された事務局案に落ち着くものとする。

**【菅委員】**

- 自治体によっては、いわゆる市民以外のものによる利用申出の規定が存在せず、特定歴史公文書の利用が市民に限定される場合があることにも鑑みれば、市民以外にも特定歴史公文書の利用に門戸を開いた和泉市の考え方は誠実なものとする。
- ところで、利用申出をあえて規則より下位の規定である要領において定めなければならない積極的な理由はあるのか。

**【事務局】**

- 一連の議論のとおり、情報公開制度と歩調を合わせたものである。

**【菅委員】**

- 単に情報公開制度に合わせて利用申出の手続きを要領において規定するというのは、理由に乏しいと考える。
- 要領において規定することの利点が、規則に比した改正の容易さであれば、たとえば手続きに係る様式をすべて要領で定めることも考えるべきではないか。

**【森口委員】**

○利用請求は権利に基づく手続きであるから規則において規定し、利用申出は権利に基づかない手続きであるから要領において規定するという考え方でよいのではないか。請求と申出を規則において並列して規定すれば、混乱が生じると考える。

**【事務局】**

○特定歴史公文書の利用等に関する規則の事務局案においては、情報公開条例にならい、利用請求に対する回答には、利用決定通知等複数の様式が規定される。これに比して、利用申出に対する回答の様式は回答書のみである。この点にも手続きの違いが認められる。

**【島田会長】**

○特定歴史公文書の利用等に関する事務取扱要領もまた規則及び審査基準と同様に、令和8年4月から運用に備えて制定する必要がある、事務局において引続き検討してもらいたい。

**(4) 実施機関による利用について**

**【島田会長】**

○特定歴史公文書の実施機関による利用については、手続きを特定歴史公文書の利用等に関する規則に規定するのではなく、特定歴史公文書の利用等に関する事務取扱要領に規定し、かつ申請書やそれに対する許可書といった書類の授受に代えて、データベースを活用することが事務局から説明された。

**【島田（佳）委員】**

○データベースとは具体的にどのようなものか。新規に導入するものか。

**【事務局】**

○すでに庁内において、システム保守に関する問合せや弁護士相談の受付等に導入されているシステムを活用する。なお、文書管理・電子決裁システムとは別のものである。

**【島田会長】**

○公文書もこれまでは紙媒体が主であったが、これからはポーンデジタルの情報も取扱うため、それらの庁内利用に係る手続きは要領において定め、柔軟に対応できることが望ましいだろう。

**(5) 条例・規則・審査基準・事務取扱要領の体系について**

**【島田会長】**

○今回の諮問内容である規則及び審査基準の例規の体系における位置づけが、事務局から説明された。

**【菅委員】**

○審査基準の事務局案に示された別表は、独立行政法人国立公文書館におけるそれを踏襲したものと思われる。ある自治体では、別表に示された公文書の類型を例示しているとも聞く。場合によっては独自の類型を追加すべきであろう。

【島田会長】

○自治体のなかでも市町村レベルであれば、市民との関係もより直接的であるため、それに応じた類型が検討されるべきであろう。

【事務局】

○今回の諮問にあたっては、大阪市における審査基準を参照した。歴史的な経緯から人権問題に関心の高い自治体では、独自の類型が記載される場合もあると認識している。

【島田会長】

○審査基準の別表については、事務局と相談しながら検討したい。

【菅委員】

○いずれ制度を創った当事者は職場から退き、制度設計の背景もわからなくなる。制度を創るこの時点であるからこそ、検討すべきこともあるのではないか。マニュアルを作成して、制度創設の背景事情等も引継ぐことが望ましいと考える。

【島田会長】

○本日の会議では、前回の委員会における提言が、事務局において対応されていることがわかった。  
○他に意見がなければ、以後は会長に一任いただき、事務局と調整しつつ、答申をとりまとめたい。いかがか。

【委員一同】

○（異議なしの声）

### 3. 閉会

【島田会長】

○以上をもって、第4回和泉市文書管理委員会を終了する。

〈終了〉